

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金(医療分)について

1 事業目的

医療機関の医療従事者や職員は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って業務に従事していることに対し、慰労金を支給します。

2 対象者及び支給額(1人当たり)

(1) 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に対し、大分県から役割を設定された医療機関等(※1)に勤務し、患者(※3)と接する医療従事者や職員

① 実際に、新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関である場合(※2)

20万円

② 新型コロナウイルス感染症患者に診察等を行っていない医療機関の場合

10万円

(2) その他の病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所に勤務し、患者(※3)と接する医療従事者や職員

5万円

※1 感染症指定医療機関、大分県と協議した上で入院患者受入協力病院となった医療機関、帰国者・接触者外来設置医療機関、PCRセンターをいいます。

※2 当該医療機関において、実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者に診療を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員に対しては、1人10万円

※3 患者は新型コロナ感染症に限らず他の疾病による患者を含みます。

<留意事項>

○「患者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する場合は、派遣労働者の他、業務受託者の労働者として支給対象の医療機関等で働く職員も対象に含まれます。(ただし、賃貸借契約によるテナントの職員は対象外です。)

○対象期間(令和2年3月3日～6月30日)に支給対象の医療機関等に通算して10日以上勤務していることが必要です。なお、帰国者・接触者外来については、設置日である令和2年2月5日から6月30日が対象期間となります。

○勤務する医療機関(病院及び診療所)は保険医療機関に、訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限られます。

○一日あたりの勤務時間は問いませんが、年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として参入しません。

○慰労金の支給は、介護施設や障害者施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限ります。

○その他詳細につきましては、Q&Aを参照ください。

3 支給方法 対象者の個人口座に振り込みます。(振込口座は対象者本人名義の口座に限ります。)

4 必要書類

○医療機関 直接雇用者	申請者一覧表
派遣・委託労働者	申請者一覧表 誓約書
○個人申請 直接雇用者	勤務証明書(病院)、通帳の写し
派遣・委託労働者	勤務証明書(委託業者、病院)、通帳の写し

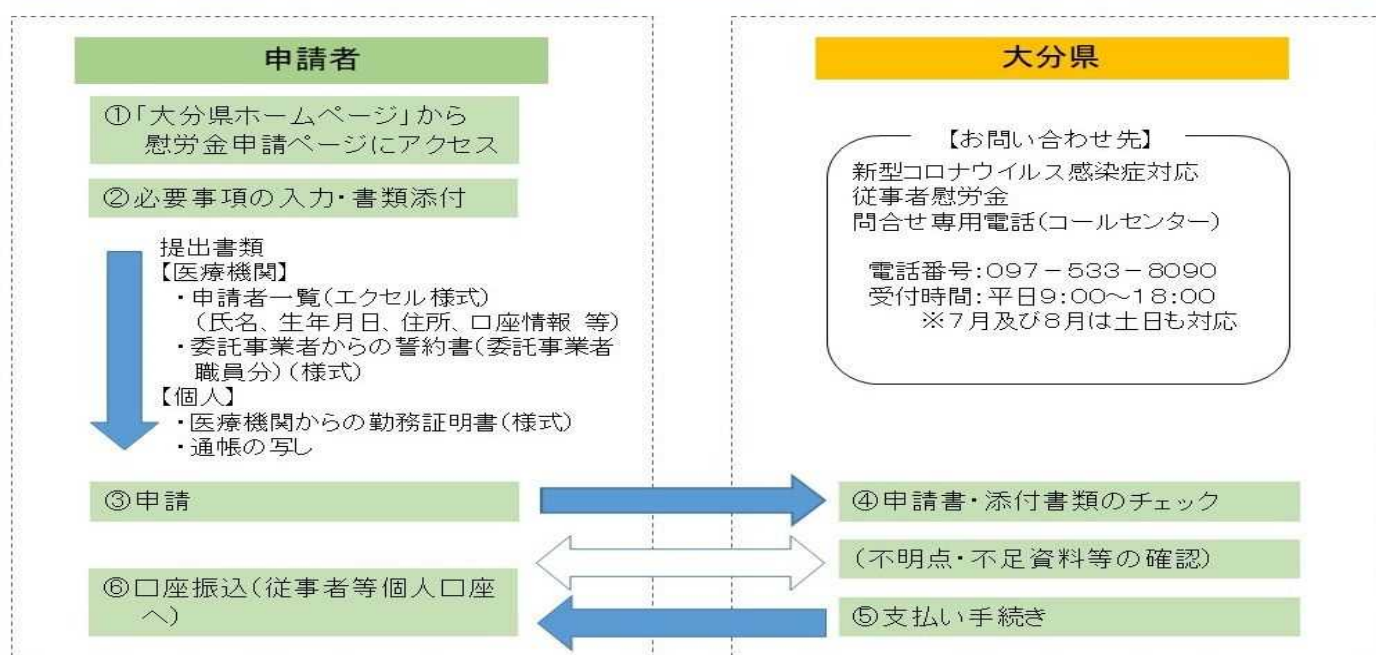
5 申請方法

- 原則、県庁ホームページから電子申請により申請してください。(必要書類は申請画面から添付してください。)※県庁ホームページより「新型コロナウイルス対応従事者慰労金」で検索
- 各医療機関が対象となる医療従事者や職員の情報を取りまとめて申請してください。
- 支給要件を満たす退職者については、原則個人申請としますが、本人が希望する場合は、できるだけ病院で取りまとめて申請してください。個人申請する場合には、病院の勤務証明が必要になります。
- 派遣・委託労働者についても、各医療機関で取りまとめ、申請者一覧及び誓約書を添付し、会社毎に申請してください。(直接雇用者分とは別に申請してください。)
- 医療機関は、対象者全員の慰労金受領の意思を確認した代理申請委任状(様式例を参考)を徴収し、保管してください。
- 複数の医療機関に勤務する対象者は、主たる医療機関から申請してください。
- ※電子申請画面は、7月20日から利用できます。
- ※医療機関におかれましては、退職者に対し、慰労金の支給のお知らせをお願いします。
- 派遣・委託労働者の退職者については、委託業者等でお知らせをお願いします。

6 申請期間 令和2年7月20日から令和2年9月30日

7 問合せ先 コールセンター(7月20日以降) 電話番号:097-533-8090
平日 9:00~18:00 (7月及び8月は土曜日、日曜日、祝祭日も左記時間で対応)

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金 申請から支給までの流れ



新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金(医療分)

Q&A

大分県福祉保健部医療政策課

目 次

申請について

- 1 申請方法について
- 2 紙での申請について
- 3 申請回数について
- 4 医療機関で勤務する職員の申請について
- 5 派遣労働者や委託業務に従事する職員の申請について
- 6 複数の医療機関に勤務する職員の申請について

対象施設について

- 7 歯科診療所について
- 8 薬局について

対象者について

- 9 「患者」の定義について
- 10 「患者と接する」の範囲について
- 11 患者と1回接した場合について
- 12 対象者の職種や雇用形態等について
- 13 ボランティアについて
- 14 派遣・委託業者の対象となる業務について
- 15 医療機関内で賃貸借契約による場所貸しとして営業する事業者について
- 16 家族経営の診療所での家族の手伝いについて

退職者について

- 17 退職者の申請について
- 18 退職者と連絡が取れない場合について

対象期間について

19 帰国者・接触者外来設置医療機関の対象期間の始期について

20 「10日以上勤務」の1日の数え方について

慰労金の金額について

21 慰労金の額、対象者の区分について

22 PCR検査センター等に応援に行った場合の給付額について

23 医療機関の本院から遠く離れた分院の扱いについて

24 自院の入院患者が転院後に陽性と判明した場合について

25 20万円受けられる医師が対象期間中に退職して支給額5万円の病院で勤務している場合の給付額について

振込口座について

26 振込口座情報について

その他

27 慰労金の課税について

28 勤務証明書発行の際の手数料について

29 慰労金の振込時期について

30 慰労金に関する実績報告について

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業に関する

Q&A

【申請について】

1 申請方法を教えて欲しい。

(答)

- 原則として県庁ホームページから簡易申請システムにより申請いただくこととしています。

大分県庁HP <http://www.pref.oita.jp/soshiki/12300/> →高齢者福祉課トップページから新着情報の「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金について」をクリック

2 紙での申請は可能か

(答)

- 原則、県庁ホームページから電子申請をお願いしています。
- パソコンが使えないなど電子申請が困難な場合は、紙での申請も受け付けています。(申請書類を郵送するので送付先を確認し、医療政策課に連絡)

2-2 紙申請の場合、申請者一覧表をエクセルデータで提出できるのか

(答)

- エクセルデータでの提出を希望する場合は、USBメモリー又はCD-Rによる提出をお願いします。提出されたUSBメモリー等は原則返却しませんが、返却希望の場合は県庁まで取りに来ていただきます。
- 紙媒体(手書き)の申請者一覧表でも可

3 申請回数は1回までか

(答)

- 直接雇用者分と派遣・委託職員分は分けて申請しますが、それぞれの申請は重

複支給を避けるため、できるだけ1回の申請で済むようにお願いします。
(一部職員の提出書類が揃わない場合や申請漏れがあった場合などやむを得ない場合は複数回の申請も可)

4 医療機関等で勤務している職員の申請はどのようにすればよいでしょうか。また、居住地と医療機関等が別の都道府県にある場合はどちらに申請すればよいでしょうか。

(答)

- 勤務する医療機関等を通じて、医療機関等が所在する都道府県が定める申請窓口に申請を行っていただきます。
- また、医療機関等においては、医療機関等に勤務する職員の申請をとりまとめいただきます。この際、慰労金の代理申請の委任状を集めていただきます。その上で、各都道府県が指定する申請先に提出いただく必要があります

5 派遣労働者や委託業務に従事する職員の申請はどのようにすればよいでしょうか。

(答)

- 派遣・委託業者の職員については、医療機関等において、①患者との接触を伴い、かつ、②継続して提供が必要な業務を特定していただき、派遣会社・受託会社と相談して、当該業務に10日以上勤務している職員の一覧を提出してもらうなどにより、医療機関等からまとめて申請することを想定しています。
- 派遣・委託職員分は直接雇用者分とは別に申請することとなっています。
- なお、派遣・委託業者が複数ある場合は、その会社毎に申請をしてください。例えば、派遣・委託業者が3社あれば、医療機関等は会社毎に3回申請することが必要です。

6 複数の医療機関等に勤務し、いずれでも要件を満たす場合はどのように申請すればよいでしょうか。

(答)

- 今回の慰労金は、主として勤務する医療機関等で申請いただくことを基本としています。2か所以上の医療機関等に勤務し、いずれの医療機関等でも10日以上勤務するなどの要件を満たす場合には、いずれの医療機関等で申請を行っ

ていただいても構いません。ただし、二重給付を防ぐため、本人及び他方の医療機関等と十分に確認を取ってください。

- なお、慰労金は、令和2年度二次補正予算を財源として行うものとして、介護サービス事業所等や障害福祉サービス事業所等に従事される職員を対象とする慰労金を含め、お一人一回限りの給付となりますので、複数の医療機関等を通じた申請は辞退いただく必要があります。仮に、二重に給付を受けた場合には不当利得として返還していただくことになります。

【対象施設について】

7 対象となる「診療所」に歯科診療所は含まれるのでしょうか。

(答)

- 歯科診療所は対象となります。ただし、保険医療機関に限りますので、例えば 審美歯科専門の自由診療の歯科診療所は対象外となります。
- 一般診療所も自由診療のみの場合は対象外となります。

8 薬局での勤務は対象となるのでしょうか。

(答)

- 薬局については、調剤など医療に不可欠な役割を担うものですが、薬局ではクラスターが発生していないなど、クラスター発生のおそれは相対的に低く、患者に直接処置や治療を行う医療機関の医療従事者等とは性質が異なると考えられることから、慰労金の対象とされていません。
- なお、医療機関に勤務し患者と接する薬剤師や、宿泊療養等をする軽症者等を訪問で支援する薬剤師は、他の職種と同様に対象となり得ます。

【対象者について】

9 「患者と接する医療従事者や職員」にある「患者」とは、新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者を含む)に限定されるのでしょうか。

(答)

- 新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者を含む)に限られません。他の疾病による患者も含まれます。

10 「患者と接する」はどこまで含まれるのでしょうか。

(答)

- 慰労金の趣旨に照らし、患者と接する業務に従事する医療従事者や職員を慰労金の対象としています。
- 例えば、病棟や外来などの診療部門で患者の診療に従事したり、受付、会計等窓口対応を行う職員は通常該当します。また、診療には直接携わらないものの、医療機関内の様々な部門で患者に何らかの応対を行う職員等は医療機関における勤務実態等に応じて該当するものと考えられます。
- 一方、対象期間中はテレワークのみによる勤務であったり、医療を提供する施設とは区分された当該法人の本部等での勤務のみであったなどの場合は該当しないと考えられます。また、業務上、院内の移動で患者と動線が接する場合は、「継続して提供することが必要な患者と接する業務」に合致するか医療機関等において判断してください。
- まず各医療機関等において勤務内容によって判断いただき、都道府県に申請いただくことになります。

11 たまたま患者に1回接した事務職員等も対象になるのか

(答)

- 医療機関等の中で、「継続して提供することが必要な業務」として患者に何らかの応対を行う職員等が対象となるので、職員間の公平性の観点からも当該職種の業務内容を十分に踏まえて医療機関等において判断してください。(偶発的な「患者との接触」は対象外になります。)
- なお、支給要件である「10日以上勤務」のすべての勤務日で患者と接していることが条件ではありません。

12 対象となる「医療従事者や職員」には、医師、看護師等医療専門職以外も含まれるのでしょうか。また、正社員、非常勤、嘱託、パート、アルバイト、派遣労働者等、雇用形態等により限定されるのでしょうか。委託業者の職員についても対象となりますか。

併せて、公立の医療機関等の公務員も対象となりますか。

(答)

- 資格や職種による限定はありません。また、雇用形態等による限定はありません。委託業者の職員であっても医療機関等における勤務内容によって対象となります。公立の医療機関等の公務員も対象となります。
- 研修中の医学生や看護学生は対象外となります。

13 派遣や委託職員でなければ、外来案内などを行う院内ボランティアも患者と接することが多いが、慰労金の対象となるのか。

(答)

- ボランティアは対象外となります。

14 委託業者の職員はどのようなものが対象となるのでしょうか。給食、院内清掃、寝具類洗濯、院内保育施設、機器保守点検業務などは対象となるのでしょうか。

(答)

- 委託業者の職員については、①患者との接触を伴い、かつ、②継続して提供が必要な業務である場合に対象となり、医療機関等における勤務内容によって判断いただきます。
- なお、一般的には、例えば、医療機関等内での受付や会計などの医療事務、院内清掃、患者搬送、患者等給食といった業務は対象となる場合が多いと考えられます。一方、医療廃棄物処理、寝具類洗濯、設備や機器の保守点検などは一般的に対象となりにくいと考えられますが、各医療機関等における委託業務の内容によって患者と接する場合もあることから、各医療機関等の実態に応じて判断いただくことになります。

15 医療機関等内のコンビニエンスストアやレストラン、銀行、敷地内薬局など
いわゆる賃貸借契約による場所貸しとして営業する事業者で働く場合は対
象となるのでしょうか。

(答)

○ 対象外となります。

16 家族経営の診療所の場合、受付等を手伝う家族は慰労金の対象になる
のでしょうか。

(答)

○ 「患者との接触を伴い」かつ「継続して提供が必要な業務」に従事する勤務実態
があれば対象となります。

【退職者について】

17 医療機関等を既に退職している場合、どのように申請すればよいでしょうか。

(答)

- 支給要件を満たす退職者については、原則個人申請としますが、本人が希望する場合はできるだけ医療機関等に取りまとめて申請してください。個人申請する場合は医療機関等の勤務証明書(様式)が必要になります。

18 退職者と連絡が取れない場合はどうすればいいか

(答)

- 退職前の連絡先(携帯電話、メール等)で連絡がつかなければ、退職者と連絡がつかなくても構いません。無理のない、可能な範囲で退職者へのお知らせをお願いします。

【対象期間について】

19 帰国者・接触者外来設置医療機関における、勤務日数の対象期間の始期は、都道府県から役割を設定された日又は当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日若しくは受入日のいずれになるのでしょうか。

(答)

- 帰国者・接触者外来の役割を都道府県から設定された日又は当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日若しくは受入日のいずれか早い日が始期となります。
- 大分県の場合は次のとおりです。
 - ① 帰国者・接触者外来設置医療機関 令和2年2月5日～同年6月30日
 - ② 上記①以外の医療機関等 令和2年3月3日～同年6月30日

20 「10日以上勤務」の1日の数え方はどのようになるのでしょうか。また、複数の医療機関等で勤務する場合は通算してよいのでしょうか。

(答)

- 1日当たりの勤務時間数は問わずに、勤務日数を数えてください。なお、当直勤務などで日をまたぐ場合は2日と数えてください。また、複数の医療機関等で勤務されている場合は、勤務日数を通算して構いません。

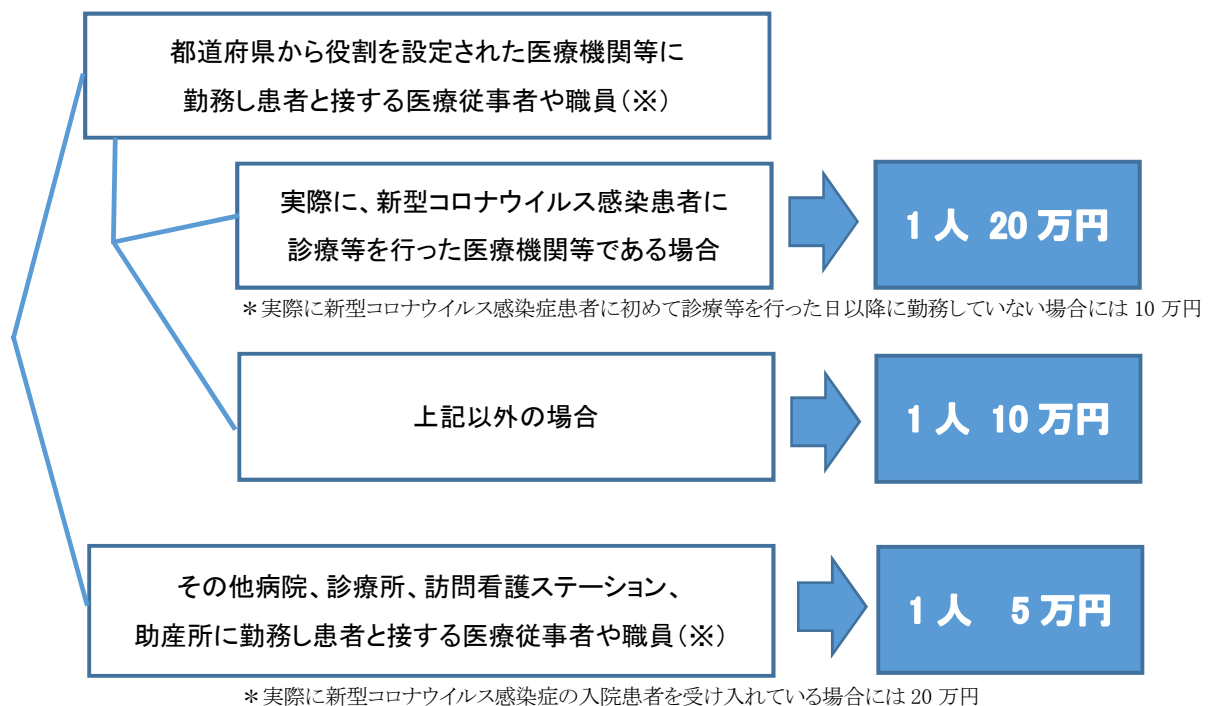
【慰労金の金額について】

21 慰労金の額はどのようになりますか。医療機関の中で独自に対象者や額を変更されることがあるのでしょうか。

(答)

- 給付額は以下の図のとおりとなります。対象者および給付額の考え方を医療機関で変えることはできません。

給付対象・給付金額



※注意事項

- ①対象期間(当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日(新型コロナウイルスに関連したチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む。)のいずれか早い日から 6/30 までの間に 10日以上勤務したものが対象となります。
- ②1日当たりの勤務時間は問いませんが、年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として参入しません。
- ③複数の事業所で勤務した場合は合算して計算します。

21-2 慰労金の金額を知りたい

(答)

- 20万円と10万円の対象となる大分県が役割を設定した医療機関には、あらかじめ県からお知らせをしていますので、そのお知らせがない医療機関(病院、診療所)は5万円となります。
- 20万円の医療機関であっても、職員によっては退職日や勤務日等の関係で10万円になる場合もあるので十分確認することが必要です。
- 歯科診療所、訪問看護ステーション、助産所は5万円となります。

22 PCRセンターや帰国者・接触者外来に応援に行った医療従事者や職員への給付額はどのようなのでしょうか。

(答)

- 患者と接する業務に通算して10日以上勤務している医療従事者や職員であって、PCR検査センターや帰国者・接触者外来(PCR検査センター及び帰国者・接触者外来が実際に新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者を含む)に診療等を行った医療機関等である場合)に応援に行き患者と接する業務に従事している場合、慰労金の額は20万円となります。なお、医療機関とPCR検査センターの両方から二重に慰労金を申請することはできません。
- 申請は、勤務する医療機関での勤務証明に加えて、PCRセンターを設置する団体(医師会等)からPCRセンターでの勤務証明を取って、個人申請を行ってください。

23 都道府県等から役割を設定された医療機関について、実際に本院が新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた場合は、本院だけではなく、遠く離れた分院等も含めた当該医療法人全体の職員が20万円の対象となるのでしょうか。

(答)

- 医療機関単位での判断となります。具体的には、保険医療機関コードが違う場合は別の医療機関として扱います。

24 別疾患で過去に入院した者が、転院後に新型コロナ患者であったことが判明した場合、20万円の対象となるのでしょうか。

また、自院に入院した患者が入院後に新型コロナ患者と判明(当該医療機関でPCR検査実施)し、判明後すぐに別の県から役割を設定された医療機関に転院した場合、20万円の対象となるのでしょうか。

(答)

- いずれの場合も陽性判明後の患者に対する入院診療を行ったとはいえないことから20万円の対象とはなりません。
- 帰国者・接触者外来医療機関又はPCRセンター以外の医療機関等は、陽性患者に対する入院診療等がなければ20万円の対象とはなりません。

25 慰労金支給額20万円のA病院で勤務し、支給要件を満たしていた医師が、3月末に退職して現在支給額5万円のB病院で勤務している場合、20万円の対象となるのでしょうか。

20万円の対象となる場合、どのように申請すればいいのでしょうか。

(答)

- A病院の退職者として20万円の対象とすることができます。
- 申請にあたっては、A病院及びB病院と連携を取り、B病院から申請をせずにA病院の退職者としてA病院から申請するか、A病院から勤務証明を取り、個人申請することになります。いずれの場合も、二重申請をしないように注意してください。

【振込口座について】

26 ネット銀行の口座しかないため通帳写を添付できない場合はどうすればいいでしょうか。

また、ゆうちょ銀行の口座でも可能でしょうか。

(答)

○通帳をお持ちでない場合は、口座情報(金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義)の分かる画面のコピーを提出してください。

○ゆうちょ銀行の口座でも支給可能ですが、通帳を確認のうえ、「支店名」は漢字3桁、「支店コード」は同じ数字を記入し、「口座番号」は「記号・番号」の「番号」ではなく通帳に記載の「口座番号」を記入してください。

ご不明な場合は、ゆうちょ銀行のホームページ「記号番号から振込用の店名・預金種目・口座番号を調べる」を参考にしてください。

https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/furikomi/kouza/kj_sk_fm_kz_1.html

又は

ゆうちょ銀行 口座番号 変換

 で検索

※その他、振込口座に関する留意点【カナ名義】

・通帳に記載されているとおり正確に全角カナで入力してください。大文字と小文字の違いでも一致しないとエラーとなりますのでご注意ください。

例：首藤「シュトウ」と「シユトウ」 良太「リョウタ」と「リヨウタ」

【その他】

27 慰労金は課税所得となるのでしょうか。また、慰労金は差押えがされるのでしょうか

(答)

- 慰労金は非課税所得となります。慰労金の確定申告も不要です。
- 「令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律」により、慰労金は差押えが禁じられています。

28 個人申請にあたり、医療機関が勤務証明を発行する際に個人から手数料を徴してよいのか。

(答)

- 医療機関が、通常、証明書発行に際して手数料を徴収している場合は、当該医療機関のルールにより対応してください。

29 慰労金の振込はいつ頃になるのか

(答)

- 電子申請後、10日から2週間程度の予定です。県で振込手続きが終了後、申請時に記載の連絡先のメールにお知らせします。申請件数によって遅れることもあるので、あらかじめご了承ください。

30 振込後、県に報告が必要か

(答)

- 振込後、県に対しての実績報告等は一切必要ありません。